

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により岐阜県教育委員会教育長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 28 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和5年度随時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査対象事務	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A - B - C
生産物の出納管理	3	0	3	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年5月7日に岐阜県教育委員会教育長から通知があったもの

2 随時監査の結果に基づき講じた措置

(1) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜農林高等学校	生産物の売却等の専行処分において、現金売りが実施されているにもかかわらず、部門別現金出納簿が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	令和3年度に実習生産物の処分方法を通常処分（校長に引き継ぎ後、処分を決定（売却する）から専行処分に切り替えたが、専行処分においては部門別現金出納簿の作成が必要なことに気付かないまま、漫然と処理していたものである。今回の指導を受けて農場会計に関わる職員で「県立高等学校農業科実習に伴う会計事務取扱要領」を再度確認し、専行処分として現金売りするものについては、要領に規定する部門別現金出納簿の作成が必要であることを確認した。 同会計事務取扱要領に従って部門別現金出納簿の整備を行い、出納員の備付する現金出納簿との突合ができるよう適正な収入事務に取り組むこととした。
飛騨高山高等学校	生産物の管理事務において、イチゴジャムを取得又は処分し	事務部門で作成する生産物出納簿と部門責任者が記録す

	<p>たにもかかわらず、生産物野帳及び生産物出納簿に記載されていないものが散見され、その出納状況が両帳簿に正しく記載されていないため、速やかに措置するとともに、生産物の出納手続の管理を徹底し今後は適正に処理されたい。</p>	<p>る生産物受払野帳における受払欄は一致する必要があるが、両帳簿の記載が一致していなかったため、今回、不一致だった箇所は全て一致するよう修正した。また、原因としては両帳簿を記録の際、随時、突合作業を行い正しく記録されているか確認する必要があるが、それを怠ったためであり、それを防止するため、今後は月締めの都度、突合作業を両部門で行い、出納手続の管理を徹底することとした。</p>
<p>岐阜清流高等特別支援学校</p>	<p>生産物の管理事務において、菓子パン等を取得又は処分したにもかかわらず、作業製品品目別野帳及び作業製品出納簿に記載されていないものが散見され、その出納状況が両帳簿に正しく記載されていないため、速やかに措置するとともに、生産物の出納手続の管理を徹底し今後は適正に処理されたい。</p>	<p>監査受検後、作業製品品目別野帳及び作業製品出納簿を修正するとともに、「岐阜県特別支援学校高等部職業教育実習会計事務取扱要領」の遵守の徹底及び会計手続の説明を再度各担当者へ行った。</p> <p>両帳簿の作成において、事務取扱要領の確認不足が原因であることから、今後は、同要領を遵守するとともに校長等管理職の複数人による書類内容の確認を徹底することにより、適正な手続に努める。</p>